

## 理由

近年の技術革新の著しい進展、経済社会の情報化等にかんがみ、工業所有権の保護を強化するため、発明の実施及び標章の使用の定義の明確化並びに侵害とみなす行為の範囲の拡大等を行うとともに、工業所有権制度の国際的調和、出願人の負担の軽減及び審査の効率化を図るため、明細書の記載事項並びに国際特許出願及び国際商標登録出願に係る手続の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。